

令和6年度（2024年度）「DV等暴力予防教育事業」実施要綱

1. 事業の目的

交際間における暴力（デートDV）は、年齢や性別を問わず発生している。

これらを未然に防止するには、暴力のない対等な関係が大切であることを気づかせ、人権意識を高めることが重要であるため、小学生、中学生、特別支援学校生及び高校生、大学生、専門学校生等を対象としたDV等暴力予防教育事業を実施する。

また、看護や理美容等を学ぶ専門学校生等については、DV被害者の早期発見や相談・支援へのつなぎに関する内容も併せて実施する。

2. 事業の内容

佐賀県DV総合対策センター（以下「センター」という。）は、以下の事業を実施することとし、すべてに係る謝金及び旅費等の経費については、センターが負担することとする。

この事業を実施する小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校、大学、専門学校等（以下、「実施校」という。）は、別に定める「申込書」に必要事項を記入し、メールにてセンターへ直接申し込みを行うこととする。

なお、実施にあたっては、必要な機材（プロジェクター、スクリーン等）の貸出等について協力することとする。

また、講話終了後の「アンケート」についても、可能な範囲で協力することとする。

事業実施後は、別に定める「実施報告書」に必要事項を記入し、実施後概ね1週間以内に、センターへメールにて提出することとする。

（1）小学生・中学生・特別支援学校生向けDV等暴力予防教育事業

①事業の対象

県内の小学校、中学校、特別支援学校の児童・生徒を対象とする。

②実施予定回数

小学生、中学生、特別支援学校生合わせて30回程度（先着順）

※申し込みが多い場合は、実施できないことがあります。

③実施する内容

良好な人間関係の構築や暴力（いじめ、交際間における暴力（デートDV）や性暴力等）の予防に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を、各学年の発達段階に応じた伝え方により実施する。

なお、実施にあたっては、事前に内容を実施校とセンターの担当者で確認しておく。

④講師

当該事業の講師は、センター職員等が務めることとする。

(2) 高校生・大学生・専門学校生等向けDV等暴力予防教育事業

①事業の対象

県内高等学校及び大学、専門学校等の生徒・学生を対象とする。

②実施予定回数

高校生、大学生、専門学校生合わせて15回程度（先着順）

③実施する内容

交際間における暴力（デートDV）や性暴力の防止、性犯罪に関すること等、将来のDV等の暴力を未然に防止するための講話を実施し、相談先等を記載したリーフレット等を配付する。看護や理美容等を学ぶ専門学校生等については、DV被害者の早期発見や相談・支援へのつながりに関する内容も併せて実施する。

なお、実施にあたっては、事前に内容を実施校とセンターの担当者で確認しておく。

④講師

当該事業の講師は、センター職員等が務めることとする。

3.その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途定める。

4. 附則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。